

簡易保管事故賠償基準

有限会社 白洗舎

1. 簡易保管は、手軽な衣類保全を目的とします。簡易保管品対象品目は別表(1)の通りとし、賠償額が、外衣類は10万円、小物類及び寝具類は5万円を越えないものとします。
2. 賠償額は、次の方式によって算定します。賠償限度額を超える部分についての支払には応じられません。
賠償額＝物品の再取得価格（事故発生時における同一品質の新品の市価）×物品の購入時からの経過月数に対応して別表(2)に定める補償割合【別表(1)、(2) 参照】 ≤ 賠償限度額（外衣類は10万円、小物類及び寝具類は5万円）

別表(1) 商品別平均使用年数表

商品区分		平均使用年数
背広、スーツ、ワンピース類	夏物（絹・毛）	3年
	夏物（その他）	2年
	合冬物	4年
ジャケット、ブレザー、ジャンパー	夏物	2年
	合冬物（獣毛高率混）	3年
	合冬物（その他）	4年
スラックス類	夏物	2年
	合冬物	4年
スカート	夏服	2年
	合冬物	3年
礼服	礼服	10年
	略礼服	5年
コート	獣毛高率混	3年
	その他	4年
セーター類	獣毛高率混	2年
	その他	3年
マフラー、ストール、スカーフ	絹、毛	3年
	その他	2年
シャツ類	絹・毛	3年
	その他	2年
ブラウス		3年
毛布	絹、毛	5年
	その他	3年
ふとん	羽毛ふとん	10年
	羊毛ふとん	10年
	こたつふとん	3年
	その他のふとん	4年

別表(2) 物品の購入時からの経過月数に対応する補償割合

		購入時からの経過月数														
平均使用年数 (※)	2年	2ヶ月未満	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~18	18~20	20~22	22~24	24~36	36~48	48~
	3年	3ヶ月未満	3~6	6~9	9~12	12~15	15~18	18~21	21~24	24~27	27~30	30~33	33~36	36~54	54~72	72~
	4年	4ヶ月未満	4~8	8~12	12~16	16~20	20~24	24~28	28~32	32~36	36~40	40~44	44~48	48~72	72~96	96~
	5年	5ヶ月未満	5~10	10~15	15~20	20~25	25~30	30~35	35~40	40~45	45~50	50~55	55~60	60~90	90~120	120~
	10年	10ヶ月未満	10~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100~110	110~120	120~180	180~240	240~
補償割合 (%)(※)	A級	100	94	88	82	77	72	68	63	59	56	52	49	46	31	21
	B級	100	90	81	72	65	58	52	47	42	38	34	30	27	14	7
	C級	100	86	74	63	55	47	40	35	30	26	22	19	16	7	3

※ 備考

- ・平均使用年数は別表1の基準による
- ・補償割合の中における、A級、B級、C級の区分は、物品の使用状況によるものであり、次のように適用する。
 - A級：購入時からの経過期間に比して、すぐれた状態にあるもの。
 - B級：購入時からの経過期間に相応して、常識的に使用されていると認められるもの。
 - C級：購入時からの経過期間に比して、B級より見劣りするもの。
- 例：ワイシャツの場合、襟・そでなどの摩耗状態で評価する。
補修の跡のあるもの、恒久的変色のあるものなどは通常C級にする。